

ひとり親家庭などで児童を養育されている方に給付金を支給します

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

支給対象者(1・2のいずれかに該当する方)

1. 公的年金給付等受給者

公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当を申請していないが、申請していれば公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当が全部停止または一部停止になると想定される方も含まれます。

2. 家計急変者

令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

対象児童

支給対象者が監護している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(児童扶養手当法施行令で定める障害のある場合は20歳未満の児童)

申請が必要

支給金額

支給対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。なお、令和4年4月分の児童扶養手当受給者については既に支給済みです。対象と思われる方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

申請期限

 令和5年2月28日(火)(必着)

なお、ひとり親世帯分(令和4年4月分の児童扶養手当受給者と、左記支給対象者に該当する方)以外の低所得の子育て世帯分の給付金につきましては、現在準備を進めております。随時広報や市ホームページで申請開始日および支給対象内容等をお知らせいたしますので、ご確認のうえ、連絡、申請ください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX32・3738
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、申請ができます。

免除等申請の種類

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。将来受け取る老齢基礎年金額に一部反映されます。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、前年所得によらず免除申請が可能な場合があります。まずはご相談ください。

必要なもの

マイナンバーカード(マイナンバー通知書)もしくは基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)

※マイナンバー通知書の場合は、本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

※学生納付特例申請の場合は、学生証(コピーでも可)も必要です。

※所得審査対象の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までの所得状況を除外して審査を行うことが可能です。この審査を希望される場合は、雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。

◆保険料の追納◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【申請・お問い合わせ先】

市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口)
☎32・4120 / FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp